

書 評 と 紹 介

加瀬和俊著

『戦前日本の失業対策』

救済型公共土木事業の史的分析』

評者：加藤 佑治

本書は、いわゆる戦前昭和初期（1925～38年）における都市失業者ならびに窮乏化した農民を救済することを目的として実施された公共土木事業（失業救済事業および救農土木事業）のその発足から収束に至る全過程を膨大な資料的裏づけをもって分析した力作である。

このように本書は失業対策事業に焦点を当てた歴史研究の書である。しかしながら本書の魅力は、本書が単なる歴史書にとどまっていなくて、今日の問題意識をもって書かれているということである。わが国が未曾有の大量失業時代を迎え、とられるべき失業政策の一環として「公的就業事業」の再興が云々されている今日、戦前におこなわれたこの「救済型公共土木事業」の歴史的回顧が大きな意義のあることは疑いのないところである。しかしながら、著者は評者の上述したような問題意識を直接的に表明しているわけではない。著者はこの問題意識を、鮮烈な問題意識をあくまでも『研究史』上の問題に限定し、その枠内において問題提起をおこなっている。ここに本書の積極的な魅力もまた存在する。

読者の方々に本書の全貌を知って頂くために本書の主要目次を紹介しておこう。

序章 問題の所在と本書の課題

第1編 季節的失業対策の展開とその限界（1925～28年）

第1章 失業対策の発足経緯

第2章 冬季失業救済事業の制度化過程

第3章 事業の規模と構成

第4章 登録制度の構想と実態

第5章 事業実施にともなう難点とその背景

第2編 緊縮政策下における周年的失業救済事業の展開（1929～31年）

第6章 失業救済事業の制度的拡張

第7章 事業の規模・構成の推移とその背景

第8章 救済対象者の選別方式と就労実態

第9章 困窮農民対策としての土木事業構想とその過渡期性

補章 失業救済事業における行政機関間対立の一事例 - 山梨県国道八号線工事

補章 失業救済事業拡張の動態過程 - 国道・府県道改良工事の発足経緯

第3編 救済型公共事業の全面展開（1932～34年度）とその収束

第10章 救済型公共土木事業制度の再編経緯

第11章 事業の構成・規模とその変化

第12章 就労状況

第13章 救済型事業の縮小過程

終章 救済型公共事業の比重と性格

あとがき

以上の主要目次によって本書のおおよその内容をとらえて頂けると思うので、ここではあえて各章ごとの叙述についての説明は省略したい。

評者が必要と思われるのは、著者がこの500ページになんなんとする歴史書を膨大な資料を駆使して書いたそのモチーフについてである。換言するならば、本書が書かれるに至ったその現代的意義はどこにあるのかということについてまずは著者の述べるところにしたがって、評者なりに明らかにしておくことであろう。

ところで、この昭和初期に展開された失業救済事業についてのこれまでの研究の流れには、大きく言って二つの傾向があった。一つはこうした政策を否定的・限定的に評価するものと、もう一つは逆にこれを積極的・肯定的に評価するものとである。前者の研究は主として戦前の研究で、関一、風早八十二、猪俣津南雄等の研究である。後者の研究は戦後、とくに1970年代および80年代にあらわれたもので、主として楠本雅弘、三和良一、中村隆英、金沢史男、持田信樹らの諸研究がそれである。もっとも戦後においてもこうした政策に対して批判的な研究がないわけではない。たとえば社会事業史の立場から失業救済事業についてこれを批判的に扱った鷲谷善教、吉田久一の研究が、また救農土木事業の面については藤田武夫、宮本憲一、崎山耕作等の研究がある。著者によれば「これらの研究は、戦前の批判的研究を引き継ぎつつ……国民経済全体の推移との関係で位置付けた点で新味のあるもの」である（序章8ページ）。

いずれにしてもこの失業救済事業に対しては、これを否定的に扱ったものと逆にこれを肯定的に扱ったものとの二つがあったが、もちろん著者はこれ等各々の流れを等しなみに扱っているわけではない。前述したように戦前の論者は全体としてこの事業を否定的に扱っていた

が、そこにはかなり明らかな相違があった。まず関一は当時の大阪市長として自ら失業救済事業に関わったものとしての立場から、事業への流入を求めて朝鮮人が流入しかえって「失業の製造」をおこなうことになったなど3点にわたる事業の欠陥を指摘している。風早の場合はその著『日本社会政策史』の中で展開している見解であるが、事業が失業保険の代替物となっている、事業内容が軍事目的の工事に偏っている、労働条件が劣悪であるなど、関一の見解が主として行政の側からの批判であるのに対してこの場合は失業者側に視点をすえた批判となっている。著者はさらに救農土木事業についてその実態とその問題点を指摘した東浦庄治、猪俣津南雄等の批判点についても述べた上で次のように指摘する「こうした見解は、政府の宣伝や、それを鵜呑みにした政策解説が横行する中で、政策の問題点を批判的に解明しようとする使命観に支えられたものであり、その批判自体の歴史的役割は高く評価されなければならない」と。このように著者はこれら戦前の研究を肯定的に評価した上で問題点をも指摘する。すなわち「しかし総じて、外圧的・超越的・現象的批判という色彩が強いことは否めない」と。そして著者によればこれ等戦前の批判的研究をひきついで藤田武夫、宮本憲一等の諸研究も「それより広い歴史的パースペクティブや国民経済全体の推移との関係で位置づけた」ものであったが、「政策それ自体の内容・効果・内部矛盾についての実証的分析へと研究が向かうことにブレーキをかけ、概括的批判によって分析を終えるという態度を持続させたように思われる」とされる。

以上のような事業への批判的見解に対して1980年前後から、事業を肯定的に評価する新たな潮流があらわれた。これには一つには政策意図の内在的解明、政策現場における実際的効果

に密着してこれを肯定的に評価しようとする楠本雅弘に代表される研究。二つには、「マクロ的効果を」財政・金融・支出額によって測定して、結果的に政策の効果を強調する研究で三和良一、中村隆英等のそれである。三つにはこれ等事業の実施によってしめされる国家政策の変化を「現代資本主義化への不可逆な過程」としてとらえ「現代資本主義のもつフィスカル・ポリシーの効果に類推することによって」その効果を肯定しようとする金沢史男、持田信樹等の研究である。著者はこれ等諸研究に対して戦前の諸研究に代表される見解の「実証密度の薄さ」「思いこみによる論旨の飛躍」をついた限りに「その問題提起の意味は小さくなかった」として一定の評価をされた上で、これ等80年代にあらわれた事業への肯定的見解の問題点を次のように指摘される。第1の楠本氏に代表される研究は政策意図の内在的な理解、政策現場における実際の効果に着目した評価は「事業の効果を判定する基準が妥当か」どうか、分析の対象とされた事例が事業全体の中ではどの程度の比重を占めたのか等々についてより立入った分析が求められる。第2の財政支出の計量に依拠して事業効果を判定している諸論文は、統計数値の意味の誤解、恣意的解釈によって推論されているために政策に対して「弁護論的姿勢が露骨にあらわれている面をなしとしない」。第3の現代資本主義論に立脚した財政史的分析は、国家介入による社会問題の解決の進展というシエーマと実際に確認できる事業規模・効果を前にして「政策の方向性についての定性的な解釈にとどめるといった消極的な姿勢を」越えていないと批判される。

以上、著者は、事業に対して否定的な立場をとる潮流と肯定的な立場をとる潮流の見解を紹介し、両者の議論をそれぞれ評価しつつもその限界をも指摘された。そしてさらに著者は両者

に共通する問題を次のように指摘されるが、評者はこの中に著者があえて本書を著そうとした重要なモチーフを見るのである。すなわち著者は言う。「しかし率直に言えば、事業効果を肯定する側も、否定的に評価する側も、事業の制度的仕組みが労働市場において求職者の就労行動にどのような影響を与えるのかについてほとんど意識していないために、救済型土木事業がその就労者に与えた実際の効果を捉えることに失敗しているように思われる。その欠陥は、一面では、対象の把握が制度史的側面に偏してしまっていることに示され、他面では、制度をめぐる利害関係に無関心であり、したがって制度の変遷の意味が全く考察されていないことに典型的に示されている」(序章)と。

ここで著者は 救済型土木事業がその就労者に与えた実際の効果をとらえるということの欠如、対象把握が制度史的側面に偏さず制度をめぐる利害関係に着目し、制度変遷の意味をつかむことの欠如という主として2点を指摘されている。この2点の欠如を埋めるということが著者の本書執筆の重要なモチーフであったと思われる。そしてこの著者の思いは本書全体に一貫した流れとなっている。

まず の点について社会政策研究者の驥尾に付すものの一人として評者など絶えず自戒しつつも、しばしば犯してしまう誤りの一つが、ある政策が実際に労働者や農民にどのように影響を及ぼしているのかということが、ともすると忘れられ、政策の意図とか建前そしてこれに対する批判とかのみが重視されてしまうということである。だが著者は本書においてその政策の意図、その制度的内容と同時に絶えずこれが就労者にどのような実態的な影響をもたらしたのかを豊富な資料で執拗に追求されておられる。

の点について、この点は筆者がもっとも魅力を感じたところである。

の点において著者はこの救済型公共事業実施過程は「国および地方自治体の失業対策＝職業紹介担当部局と工事担当部局との対立と協調・妥協の錯綜した関係としてあらわれた」（457ページ）といわれるように、この事業が絶えずその救済的側面と公共的側面の矛盾と相克のきわめて複雑な関係において変化して行ったことが明らかにされる。それは中央省のレベルでいえばかならずしも「産業振興の立場」に立つ内務省と「農村救済」の立場に立つ農林省との対立といった単純なものではなかった。たとえば1934年予算編成をめぐる農林省と大蔵省が衝突した。この時山本内相は一貫して大蔵省を支持し後藤農相の農村疲弊論と予算増額を否定した。それには内務省独自の思惑があった。すなわち、これには内務省が大蔵省の時局匡救事業削減方針を受けて、「匡救事業費以外の一般土木事業費の獲得に比重を移していった土木官僚の意向も反映している」。つまり内務省は「農村問題」の社会問題化によって土木事業が急増したという機会をとらえて同省土木官僚の理想とした長期的土木事業方式を復活させ、それによって「安定的に予算を確保することをめざした」（327ページ）のであった。

以上垣間見たように著者は救済型公共土木事業方式の変遷をめぐる単なる制度の検討に終わらせることなくその政策者利害をも明らかにしながら具体的・実証的に検証されている。

本書を読み終えて筆者の気づくことの一つに本書が駆使する膨大な資料の大部分が当時の官庁資料であるということである。著者はいわばほとんど政策当局の内部資料によって戦前日本の救済型土木事業の発足から収束の全過程を描き出すことに成功されている。評者にとってこれは一つの驚きであった。よくぞここまで節欲されて、事業の変遷をもっぱら事業の内側から明らかにされたものだ。

だがこの大著を読み終えて評者はなんらの不満を感じなかったわけではない。率直に言って評者は本書を読み進むなかで何度か巻を閉じてしまいたいという誘惑にかられた。あえていえば「飽き」が来てしまったのである。ともすると事業の位置（歴史的・政策的）が見えなくなってしまいそうになったからである。この最大の理由は評者の「事業」に対する知識があまりにも貧弱であったということに帰せられよう。しかし評者としては唯それだけではなかったと思えてならない。それは評者がこれまで述べてきた本書の長所が短所にもつながっているということである。ただこのことは、あえて言ってもがなといった感じがしなくもない。というのは本書のマイナス面を著者自身がよくご存知で、再三にわたり、この点にふれておられるからである。本書が「俸給生活者の失業問題にも」「失業保険をめぐる論争等にも」ふれておられないこと。本書の題名についてさえも「羊頭狗肉の気味があり」とまで述べておられるのだから。したがってここでは上述したような点だけ評者の意見を述べるにとどめたい。本書に於ては研究の対象が「事業」の内実とその変遷にしばらく、その背景が一切述べられていない。しかし果たしてこのように両者を全く切離してしまっているものであろうか。

たとえば評者が先程例に挙げたように著者は農村問題の「社会問題化」によって「土木事業が急増し」これが1935年度予算編成に当たって独自の方針をとらせたことを指摘されておられるが、この「社会問題化」が内務省官僚にはどう受け取られていたのであろうか。そして内務省内部ではどのような議論がなされたのであろうか。またこれに関連して議会内ではどのような論議がかわされていたのか。そしてそうした論議は各省に影響したのか、しなかったのか、したとすればどのようにか。

望蜀の感がしないでもないが一言述べさせて
頂いたが、すでに述べたように本書はわが国救
済型土木事業について究明した注目すべき力作
であることは疑いない。

(加瀬和俊著『戦前日本の失業対策 - 救済型公
共土木事業の史的分析』日本経済評論社、1998
年2月刊、470頁、定価6800円)

(かとう・ゆうじ 専修大学経済学部教授)

堀 勝洋著

『現代社会保障・社会福祉の 基本問題』

21世紀への
パラダイム転換』

評者：埋橋 孝文

本書は、著者が1994年から97年にかけて発
表してきた論文を元にしたものである。同時進
行した社会保障・社会福祉の分野での大きな変
化に対して、著者は積年の研究を背景に緻密な
分析の論稿を数多く発表してこられた。

本書は他方で論争の書でもある。本書第5章
は、里見賢治、広井良典両氏の主張に対する直
接的な反論であり、両者間の真摯な論争の水準
を高める内容となっている。その他にも控えめ
な形で(つまり付注の形で)塩野谷祐一、伊藤
周一両氏への鋭い反駁もある。全体を通して、
「党派的立場またはイデオロギーから、政府に
よる法改正及び新規立法を常に改悪だとして反
対してきた」「権利論者の一部」への批判が手
厳しい。それは「社会保障は現実の社会経済に
立脚して構築されなければならない、社会経済が

変化すればそれに応じて社会保障も常に見直し
ていくことが必要となる」(14頁)という著者
の確固たる信念に裏打ちされている。

本書は、第1章での視野の広い全体の基調
(パラダイムの転換)の提示に始まり、各論で
の具体化と実証という組立てになっており、こ
の間大きな議論になった公的介護保障や社会福
祉分野における措置制度の動向についての分析
も含まれている。

なお、年金制度については本書でもふれられ
ているが詳しい展開は別著『年金制度の再構築』
(東洋経済新報社、1997年)に委ねられている。
同じく polemical な同書からは、積立方式への
移行や世代間の負担の公平の問題、いわゆる賃
金スライド問題、公的年金の意義などについて
同じ著者の別の顔を垣間見ることができる。共
通しているのは現行制度についての緻密な理解
と論理の展開、それに基づいて現実的で柔軟な
改革の方向をめざしていることである。

本書の構成は次のようになっている。

第 部 現代社会保障の基本問題

第1章 社会保障のパラダイム転換、第2
章 社会保障改革と国民生活、第3章 社
会保障制度の総合化・体系化、第4章 社
会保障の法的基盤、第5章 社会保険方式
と社会扶助方式、第6章 社会保障と扶養

第 部 現代社会福祉の基本問題

第7章 社会福祉の基本理念、第8章 措
置制度の動向と課題、第9章 シルバーサ
ービス産業の現状と課題、第10章 オラン
ダの介護保険

以下では、上記の構成にしたがって簡単なコ
メントをはさみながら内容を紹介していく(紙
数の関係上、第4、9、10章を割愛した)。

第1章(社会保障のパラダイム転換)では、

わが国の社会経済の変化、国民の価値観の変化を踏まえて、社会保障・社会福祉それ自体の「基本理念あるいは思想的潮流」=パラダイムの転換が示される。それによると、社会保障の対象者が低所得者・弱者から国民一般にまで拡大し、それにともない最低生活の保障を超えて「健やかで安心できる生活の保障」へと理念も変化してきた。また、公費負担による社会扶助から保険料を主たる財源とする社会保険へ、選別主義から普遍主義へ、その他、拡大充実・権利性から公平性、有効性、効率性重視への転換、社会福祉の分野での地方分権、在宅、地域が重視されてきている(図表1-1, 12ページ参照)。この序章はスケールの大きい導入部分であり、また、本書全体の総括部分でもある。

上のような転換の時期区分については本文ではあまり説明されていない。つまり、「従来」

「今後は」(9頁)、「戦後においては」「近年」(10頁)「戦後50年の間に」(12頁)という風である。ただし、15ページの注のなかで、(1)1960年頃までの最低生活保障に力点が注がれた時期、(2)1980年頃までの社会保障の拡大期、(3)それ以降の社会保障改革期、と分け、(1)の時期と(2)(3)の時期を対比させたものと解説されている。

上のような捉え方は、(2)と(3)の基調の変化に注目する論調が多いなかで、かなりユニークなものであり、そこに著者の一つのスタンスを見て取ることができる。つまり、マクロ経済的にも比重の高まった社会保障の機能と先進国がほぼ一様に直面している財政制約との関係がここ20年ほど再考されているが(いわゆる「福祉国家の危機」論)、問題はそうしたいわば短期的な課題というよりも、ほぼ半世紀をスパンとする構造的な転換なのである。蛇足ながら補足しておけば本書は21世紀に入ってからの未来予測的な転換論では決してなく、あくまで

「21世紀へのパラダイム転換」を扱っている。

第2章(社会保障改革と国民生活)は、社会保障改革の国民生活への影響の検討を主たるテーマとしている。著者もいうように、この分野ではインプット指標は数多くあるが、国民生活にどのような効果を及ぼしているかというアウトプット指標が少ない。そうした事情はもちろんあるが、ここで挙げられている指標は概括的なものにとどまり、国民生活への影響を内在的に明らかにするものとはいえない。

評者にとってより示唆に富むと思われたのは、本章前半で扱われている、1980年代以降の社会保障改革の基調の説明と「社会保障改革の手法の類型」の方であった。

前者については、1980年以降の動きを単純に「福祉切り捨て」と捉えることの一面性が浮き彫りになっている。1.高齢者介護対策や少子化対策の充実がこの間おこなわれていること、2.当面の財政問題への対応というよりも21世紀の超高齢化社会への対応もあること、3.施設福祉から在宅福祉への転換や前章でみたパラダイムの転換が同時に進行していること、などがその根拠である。

後者については、(1)国家負担の軽減、(2)給付水準の見直し、(3)利用者負担の見直し、(4)制度間財政調整の仕組みの導入、(5)民間活力の活用、(6)国と地方の役割の見直し、(7)計画による整備、にまで至る包括的なものがそれぞれ簡潔にまとめられている。

第3章(社会保障制度の総合化・体系化)は、「社会保障制度を総合化・体系化して財政資金などを効率的に配分」(47ページ)するための具体的方途を論じている。

まず年金については、給付面ではほぼ同じようになされたが保険料率でまだ差がある各種被用者年金の統合の必要があることが示される。一方、同じように分立している医療保険につい

ては、制度の一元化が簡単ではないこと、また統合が必ずしも望ましくないことが述べられる。その上で、国民健康保険制度について、実施主体の広域化、自営業者の所得把握の明確化、被用者保険との財政調整などの改革が望まれることが述べられる。その他、連携に伴って新しく出てくる問題にも留意されており、この点でも著者の目配りには行き届いたものがある。

第5章（社会保険方式と社会扶助方式）は、この間ホットな議論が闘わされた公的介護保障の在り方をめぐるもので、社会保険方式と社会扶助方式という2つの方式を比較検討している。その際、「一つの方式の理論的な面と他の方式の現実的な面とを比較するという方法的に間違った議論」を避けなければならないという里見賢治氏の指摘を受けた形で、原理・制度面、財源面、サービス面にわたる17の客観的評価基準を設定して、それぞれ理論的姿、現実的姿にわけて検討を加えている。

評者が気になったのは、給付の普遍性についての立論である。著者も述べているように、「普遍主義」は所得制限もしくは資産制限によって低所得者にしか給付を行わない「選別主義」と対をなす概念であり、この点は問題がない。社会保険方式では給付に所得制限又は資産制限がつけられないのが一般的であり、その意味で普遍主義的である。そして理論的な面と現実的な面でもこの給付の普遍性については社会保険方式のほうが優れていると結論されているのであるが（図表5-1、92ページ）、この点には疑問無しとしない。社会保険では加入者、より具体的には保険料支払い者のメンバーシップ制を前提とする「普遍性」と理解するのが妥当であろう（「一般的には保険料を納めないものには給付がされない」（83ページ））。

評者は、2つの方式のいずれにも選別主義的側面がみられるとしても、その性格は大きく異

なると考える。つまり、社会保険方式のもとでみられるものはどちらかといえば低所得者層排除の選別性であり、社会扶助方式でのそれは高所得者層を給付の対象外とするものである。この点に関わって、「社会保険方式の下で低所得者に対する適切な保険料の減免の制度がありながら保険料を納めないのは、その者の自らの意思で給付を受けないことを選択した結果ととらえることができる」（84ページ）と断定するのはいささか酷のような印象をもつ。

ちなみに、財政制約からイギリスなどの国では選別主義を強め、よりニーズの高い低所得層を対象とするターゲット効率性を高める傾向がみられる。しかし、わが国では児童扶養手当などの一部を除いてかかる動きはそれほど顕著ではない。先にみた本書第2章の「社会保障改革の手法の種類」でもその種の手法が取り上げられていなかった。こうした違いは何故生じているのであろうか。わが国は「中産階級の福祉国家」的側面がより強いのかもかもしれない。

第6章（社会保障と扶養）は、これまでに膨大な研究蓄積のある生活保護以外の社会保障と扶養との関係を扱っている。

まず、扶養義務者の所得によって支給が制限されたり年金額が減額される老齢福祉年金、1986年の改正後も被用者であった夫のみ支給される老齢厚生年金、遺族年金などのもつ遺族の生活保障的性格と相続的な性格、などのケースを取り上げて、それぞれのディテールを検討している。そして、上の、のケースでは扶養権利者の扶養の程度が減ずるという意味で、（生活保護の場合と異なって）公的扶養が親族扶養に優先することが示される。

次いで、各種老人ホームサービスと私的扶養（自己扶養と親族扶養）との関係が前者の費用徴収制度を軸に論じられる。著者の立場は、老人福祉法の費用徴収規定は公法の分野に属する

ものであり、政府は公平性や事務処理上の便宜といった点に鑑み、民法とは異なる制度にすることができる、とするものである。

第7章（社会福祉の基本理念）から第9部「現代社会福祉の基本問題」に入り、最初に社会福祉と人権の関係が説明され、次いで公私の役割（分担）の問題が幅広く検討される。

この公私の問題は、自己責任と公的責任、家族責任と公的責任、民間事業と政府事業、のいずれの部面でも今日大きく変化していることが示される。つまり、自立自助を前提にし、「家族介護を支えるためにも、公的介護の施策が必要である」という認識の高まり（151ページ）がみられ、市町村の責任の強化、サービス供給主体の多様化などが促進されている。その結果、措置の民間委託、社会福祉法人（法的規制と政府による委託や補助）、社会福祉事業団（公設民営）、福祉公社（行政関与型）などの進出による公私のグレイゾーン化がすすんでいく。

なお、「外郭団体への民間委託を積極的に推進したからこそ日本では福祉国家が成立したともいえる」との指摘がある⁽¹⁾。公私の役割分担は海外でも再編中であると考えられるが、この公私の役割分担という断面からみればわが国の特徴はどこにあるのであろうか、本章の叙述はこうした問題へと関心を広げさせてくれる。

第8章（措置制度の動向と課題）は、現在大きく揺れている措置制度を取り上げている。まず、著者らしく定義を明確にした上で、現行の枠組みを前提とした改善の方向、抜本的な改革問題、について論じている。では、福祉サービスを受ける権利およびその請求権の明確化、申請手続きの明確化の必要性が説かれ、では、（保育所への措置入所から契約入所へと変わっても）「公的責任がなくなるというのは行政庁の措置義務がなくなるという点だけであり、公的負担責任をなくすものではない」

（172ページ）という、一部運動論への鋭い批判が結論づけられている。

本章後半では、契約制度が現行の措置制度に比べてもつメリットが列挙されている。また、97年の児童福祉法改正点のうち、保育所措置制度にかかわる部分が解説されその意義が論じられている。今回の改正の不徹底さが、保護者と市町村との間の法律関係の不明瞭さを生んでいることが問題視されている。

最後に全体を通して評者が若干疑問に思ったのは、本書では生活保護の問題が正面からは取り上げられていないことである。生活保護制度は現状のまま21世紀に引き継がれてよいのであろうか。パラダイムの転換は生活保護制度の在り方に対して何を示唆するのであろうか。今日、社会保障・社会福祉の普遍主義化は避けて通れないものであろう。そうであるが故になおさら、テイクアップ率が低く、旧態依然とした恥辱感がつきまとい、また、「適正化」政策の下で何らの改革の展望なしに財政上の要請のしわ寄せを被るだけの感のある生活保護制度についても著者の緻密で現実的な改革案の提示を望むのは評者だけではないと思われる。別に評者は「権利論」、「運動論」の立場に立つ者でなく、「最低生活の保障を超えて」「従来の低所得者・弱者の保護という目的を超えて」（8ページ）の捉え方に異存はないが、問題はその「超え方」にあるように考えられる。

（堀勝洋著『現代社会保障・社会福祉の基本問題 21世紀へのパラダイム転換』ミネルヴァ書房、1997年10月刊、x+248頁、定価2600円+税）

（うずはし・たかふみ 大阪産業大学教授）

注1）岡沢憲英・宮本太郎編『比較福祉国家論－揺らぎとオルタナティブー』法律文化社、1997年、209ページ。